

田辺市斎場予約システム取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市斎場（以下「斎場」という。）の火葬予約等を行う予約システム（以下「システム」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 システムを使用する葬祭業者をいう。
- (2) I D 使用者に対して、本市が交付する接続用の番号をいう。
- (3) パスワード システムへの接続に必要な暗証番号をいう。

(使用者の登録申請)

第3条 システムの使用を希望する者は、田辺市斎場予約システム使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を斎場管理者に提出しなければならない。

(使用者の登録)

第4条 斎場管理者は、前項において提出された申請書の内容が適当と認めるときは、使用者の登録を行うとともに、田辺市斎場予約システム登録通知書（様式第2号）にてI Dとパスワードを交付する。

(使用中止及び登録取消し)

第5条 斎場管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を中止し、又は登録を取り消すことができる。

- (1) システムの使用に関し、この要綱に違反したとき。
- (2) 必要以上に予約の登録、取消しを行ったとき。
- (3) 故意に正常な運用を妨害したとき。
- (4) システムの使用が長期間ないと認めるとき。
- (5) その他斎場管理者が斎場の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱を遵守し、責任と自覚をもってシステムを使用すること。
- (2) 予約は、1体につき1件とし、死亡の事実が発生してから使用すること。
- (3) 使用中に不具合が発生した場合は、斎場管理者に報告すること。
- (4) その他、システムの使用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、システムを使用する権利を他の者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(I D及びパスワードの管理)

第8条 使用者は、責任をもってI D及びパスワードを管理し、他の者に遺漏してはならない。

(登録の変更等)

第9条 使用者は、申請書により届け出た内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに田辺市斎場予約システム変更・廃止申請書（様式第3号）を斎場管理者に提出しなければならない。ただし、パスワードを変更しようとする場合は、この限りでない。

(予約の手続等)

第10条 使用者は、システムに交付されたI D及びパスワードを入力することにより、火葬の予約及び変更をすることができる。

2 齋場管理者は、前項の規定による予約及び変更を受け付けた場合は、使用者にメールにて通知するものとする。

(システムの使用料)

第11条 システムを使用し、齋場の予約等を行う費用は、無償とする。ただし、接続するために必要な機器及び通信にかかる費用は、使用者の負担とする。

(障害の発生)

第12条 齋場管理者は、システムに障害が発生した場合は、使用者に対して障害が復旧するまでの予約受付方法等をメール又は文書にて通知するものとする。

2 齋場管理者は、システムに障害が発生したことにより使用者に損害が出た場合において、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 齋場管理者は、使用者が故意にシステム又はデータを消去し、若しくは破損させたときは、使用者に対して損害の賠償を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、齋場管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、現に提出されている申請書については、第3条の規定により提出された書類とみなす。